

Case No.: To Be Assigned  
Declaration of Shuichi Matsuda

UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

---

BEFORE THE PATENT TRIAL AND APPEAL BOARD

---

KAWASAKI RAIL CAR, INC.  
Petitioner,

v.

SCOTT BLAIR,  
Patent Owner.

---

CASE: To Be Assigned

Patent No. 6,700,602

---

**DECLARATION OF SHUICHI MATSUDA  
IN SUPPORT OF PETITION FOR *INTER PARTES* REVIEW OF  
U.S. PATENT NO. 6,700,602**

Case No.: To Be Assigned  
Declaration of Shuichi Matsuda

私、松田 修一“Shuichi Matsuda”、は自身の認識に基づき、以下の事項について宣誓します。

1. 私は、東京都台東区東上野 1-12-2 にある日本鉄道運転協会 (JTOA) の総務部長です。私は1年間、総務部長の任に就いています。私は、2015年に JTOA に勤務し始め、それ以来、勤務しております。

2. 私の職務は、JTOA 社員に対する直接的または間接的な管理監督業務を含む、JTOA の全体の運営のマネジメントです。

3. JTOA は、運転協会誌 (JTOA 誌) を発行しており、毎月第1日目に発行されています。

4. 私の職務には、総務部長として、JTOA 誌の発行及び流通に関する監督も含まれます。

5. 私は、1995年当時における JTOA の一般的な実務について熟知しており、私が JTOA に在職している間の実務と同様のものです。私は、JTOA の前任者との議論や、JTOA のこれまでの記録を検討する

Case No.: To Be Assigned  
Declaration of Shuichi Matsuda

ことも含む通常の業務を通して、このことを熟知しました。

6. 証拠資料 KAWASAKI-1002 は真実のもので 1995 年 3 月 1 日に発行された JTOA 誌 37 巻 3 号の正しいコピーです。

7. 1995 年当時、JTOA 誌に記載された発行日に発行されることは JTOA における通常の実務でした。

8. 1995 年当時、印刷会社を使って、発行日から 1 週間以内に JTOA の会員に対して JTOA 誌を送ることは JTOA における通常の実務でした。

9. 1995 年当時、印刷会社から JTOA 誌を受け取ることでできる会員は 25,500 名以上いました。1995 年当時、誰でも JTOA の会員になることができ、会員になるための制限はありませんでした。

10. 1995 年当時、JTOA の会員でない人は、JTOA に直接申し込むことにより証拠資料 KAWASAKI-1002 を入手することができました。

Case No.: To Be Assigned  
Declaration of Shuichi Matsuda

私の知識に関して本宣誓書に記載する事項は真実であり、かつ情報及び信念に関する記載事項は真実であると信じていることを宣誓します。  
加えて、米国合衆国法典第 18 編 1001 条に基づき、故意にした虚偽の陳述等は罰金もしくは禁錮、またはその併科により罰せられることを理解した上で陳述することを宣誓します。

2016 年 7 月 6 日に日本にて署名

松田修一